

高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、<u>園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)</u>及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>(補助事業の変更)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助対象経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。</u></p> <p><u>3 知事は、前2項の補助金変更承認申請を受理したときは、これを審査し、又は、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p>第9条～第13条 省略</p> <p>(関係書類の保管)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上、<u>(税抜)</u>の機</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、<u>園芸産地における事業継続強化対策実施要綱(令和3年1月29日付け2生産第1800号農林水産事務次官依命通知)</u>及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>(補助事業の変更)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 知事は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p>第9条～第13条 省略</p> <p>(関係書類の保管)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器</p>

械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)第22第1項第4号に定められた別記様式第9号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

第15条～第18条 省略

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱(令和3年1月29日付け2生産第1799号農林水産事務次官依命通知)第20第1項第4号に定められた別記様式第8号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

第15条～第18条 省略

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(追 加)

別表（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。	1 市町村 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 3 農業者（農業を営む個人又は法人をいう。）の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）
2 園芸産地における事業継続計画の実践				
(1) 自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、第1の1の取組を実施すること。	4 地域農業再生協議会等（次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。 ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会 5 特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）
(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、既存ハウスの補強等の被害防止対策に要する経費。ただし、取組の対象となるハウスが、次の要件を満たすこと。 ① 今後、10年以上の利用が見込まれるハウスであること。 ② 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること。	2分の1以内	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、第1の1の取組を実施すること。 4 助成対象者は収入保険に加入すること。 5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	4 地域農業再生協議会等（次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。 ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会 5 特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）

※ 上表の補助対象経費欄に掲げる1と2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。

別表（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。	1 市町村 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 3 農業者（農業を営む個人又は法人をいう。）の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）
2 園芸産地における事業継続計画の実践				
(1) 自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証に要する経費	定額	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、第1の1の取組を実施すること。	4 地域農業再生協議会等（次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。 ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会 5 特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）
(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	県が策定した推進計画に位置づけられた取組のうち、既存ハウスの補強等の被害防止対策に要する経費。ただし、取組の対象となるハウスが、次の要件を満たすこと。 ① 今後、10年以上の利用が見込まれるハウスであること。 ② 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること。	2分の1以内	1 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること。 2 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 3 本取組を実施する場合には、第1の1の取組を実施すること。 4 助成対象者は収入保険に加入すること。 5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	4 地域農業再生協議会等（次の①から③までのいずれかに該当する者をいう。 ① 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 ② 地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 ③ 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会 5 特認団体（知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。）

※ 上表の補助対象経費欄に掲げる1と2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。